

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）業務の名称及び数量

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校校舎及び寄宿舍清掃業務 一式

（２）業務の仕様

別添鳥取県立琴の浦高等特別支援学校校舎及び寄宿舍清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）履行場所

東伯郡琴浦町赤碕 1957-1 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校及び寄宿舍

（４）業務の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（５）契約する者

東伯郡琴浦町赤碕 1957-1

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長 牧田 礼次郎

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の建築物内部清掃、給水管理（清掃）及び害虫防除の全てに登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同項第 1 号又は第 8 号並びに第 5 号、第 7 号に掲げる事業について鳥取県知事の登録を受けている者であること。

（５）令和 2 年 4 月以降に契約を締結した案件で、1 件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が 3,000 平方メートル以上の建物の清掃業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

（６）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校

4 入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒689-2501 東伯郡琴浦町赤碕 1957-1
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校
電話 0858-55-6477
電子メール kotonoura-s@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和6年2月6日(火)から同月20日(火)の間にインターネットの鳥取県立琴の浦高等特別支援学校ホームページ(<http://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/>)から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

(1) の場所で令和6年2月6日(火)から同月20日(火)(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。ただし、交付期間最終日は、正午までとする。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月6日(水) 午前11時 即時開札

イ 場所

(1) に同じ

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第3号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和6年2月14日(水)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、令和6年2月19日(月)午後1時までにインターネットの鳥取県立琴の浦高等特別支援学校ホームページ(<https://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を作成の上、令和6年2月20日(火)正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(5) 提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。(ただし、琴の浦高等特別支援学校長が指示した場合を除く。)

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(4)を証するもの(登録証明書の写し)

(3) 2の(6)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書

（その１）の写し（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 28 号）第 10 号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

（４）契約実績表（様式第 2 号）

令和 2 年 4 月以降において契約を締結した案件で、1 件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積 3,000 平方メートル以上の建物を対象とした清掃業務のうち 12 月以上継続して履行したものを実績として記入すること。

8 資格審査について

- （１） 6 の（１）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和 6 年 2 月 27 日（火）までに通知する。
- （２） （１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、琴の浦高等特別支援学校長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和 6 年 2 月 28 日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- （３） （２）により説明を求められた場合、琴の浦高等特別支援学校長は、説明を求めた者に対して令和 6 年 3 月 1 日（金）までに書面により回答する。

9 入札条件

- （１） 入札は、紙入札とし、入札書（様式第 4 号）により行う。
- （２） 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、表面に業務名、業務場所、入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、密封して提出しなければならない。
- （３） 入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税を含めた金額）とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- （４） 入札書に記載する金額は、1 の（４）の期間の総額を見積もった額とする。

契約金額の支払いは半期ごとに行うものとし、落札者は落札決定後、直ちに支払内訳書（任意様式とし、各年度及び各期の支払金額及び消費税及び地方消費税の額を記載したもの）を 4 の（１）の場所に提出すること（支払内訳書の内容は契約書に記載することを考慮の上、作成すること。）。

なお、契約金額に対する各年度の支払金額（以下「年度支払総額」という。）及び年度支払総額に対する半期ごとの支払金額については概ね次の割合とし、発注者と協議の上、決定する。

年度	契約金額に対する 年度支払割合	年度支払総額に対する 各期の支払割合
令和 6 年度	1 / 3	1 / 2
令和 7 年度	1 / 3	1 / 2
令和 8 年度	1 / 3	1 / 2

- （５） 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- （６） 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- （７） 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正することができない。
- （８） 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- （９） 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、委任状（様式第 5 号）を提出しなければならない。
- （10） 委任状及び入札書の宛名は「鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長 牧田 礼次郎」とすること。

- (11) 再度入札は2回をもって終了する。(初度入札を含めて3回とする。)
- (12) 開札は、入札者又はその代理人が立ち会って行うものとする。ただし、入札者又はその代理人
が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせるものとする。
- (13) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさ
らに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。
この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えるこ
とができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合があ
る。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記
載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (10) 1案件に対し、入札書を2通提出した入札
- (11) 入札書を鉛筆で記載した入札

12 最低制限価格について

本件入札には教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領(平成31年3月11日付第
2018000338340号教育長通知)に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る
入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させ
ないものとする。

13 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づ
いて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行
った者のうち、入札合計金額の最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

14 契約書作成の要否

要

15 手続における交渉の有無
無

16 履行状況評価の実施

本件業務については、契約の相手方（以下「受託者」という）の業務開始後の履行状況評価を定期的に行うこととしている。したがって、履行状況が仕様書に示した基準等と適合しないと認めるときは、作業の手直し又は業務の改善を指示するものとし、その指示に従わないときは契約を解除するものとする。

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受託者は、委託者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 受託者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合には、この限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

- (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- (6) 10 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 6 号）を 4 の (1) の場所に提出すること。
- (7) 委託料の支払は、各年度 2 回（上半期及び下半期）に分けて支払う。
- (8) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書兼メールアドレス確認書（様式第 7 号）を、4 の (1) の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。